

地域密着型特別養護老人ホーム「ひがしまつやま寿苑」重要事項説明書
《令和8年6月1日現在》

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 一寿会
法人所在地	埼玉県八潮市大字八條294-4
代表者名	理事長 上梶 純男
電話番号	048-930-5111
FAX番号	048-930-5110

2. 事業所（利用施設）の概要

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム ひがしまつやま寿苑
施設の所在地	埼玉県東松山市柏崎629-1
事業所代表者名	施設長 新井 隆
電話番号	0493-21-2800
FAX番号	0493-21-2801
事業所番号	1193300090

3. 施設の目的及び運営方針等

【施設の目的】

施設に配置する従業員（以下、「職員」という。）が、施設に入居される要介護状態の方（以下、「入居者」という。）に対し、適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

【事業所理念】

- （1）ひがしまつやま寿苑は家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの生活を大切にしていきます。
- （2）共に学び、共に笑い合える関係を大切にしていきます。
- （3）地域に根差し、地域に貢献する施設運営を行っていきます。

【運営方針】

- （1）この施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭におき、入居者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うものとします。
- （2）この施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って地域密着型介護福祉施設サービスの提供に努めるものとします。
- （3）この施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

【その他】

- (1) この施設の介護支援専門員は、入居者の有する能力及び置かれている環境等の評価を通じ、入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を適切な方法により把握し、施設サービス計画を作成するものとします。
- (2) この施設のサービスは、施設サービス計画に基づき行うものとするが、漫然かつ画一的なサービスにならないよう、常に配慮して行うものとします。
- (3) この施設の職員は、施設サービスの提供において、懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。
- (4) この施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (5) この施設は、職員に対しその資質向上のための研修等の機会を確保するものとします。

4. 施設の概要

(1) 構造及び利用定員等

建物	構造	建築延面積
	鉄筋コンクリート造2階建	1662.08㎡
入居定員	地域密着型介護老人福祉施設	29名
敷地面積	2466.57㎡	

(2) 居室

居室の種類	室数	人数	面積(1人当たりの面積)
個室	29	29	13.6㎡

(3) 主な設備等

種類	設置個所	面積
機能訓練・共同生活室	1F ぼたんユニット	85.95㎡
	2F ひまわりユニット	74.80㎡
	2F なでしこユニット	87.82㎡
トイレ	1F ぼたんユニット 5ヶ所	3.78㎡
	2F ひまわりユニット4ヶ所	
	2F なでしこユニット4ヶ所	
浴室(個人浴)	1F・2F 各1ヶ所	
特浴室	2F 1ヶ所	28.91㎡
医務室	2F	8.53㎡

5. 施設の職員体制

職員の職種	人員	区分	職務内容
施設長	1	常勤兼務	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行うものとします。
嘱託医師	1	非常勤	施設内診療において、入居者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等を行うものとします。
生活相談員	1	常勤兼務	入居者又はその家族からの相談に対する対応及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事するものとします。

看護職員	2	常勤兼務	入居者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、入居者の健康維持のための必要な看護を行うものとします。
介護職員	12	常勤	利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活が送れるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うものとします。
	9	非常勤	
機能訓練指導員	2	常勤兼務	入居者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上での必要な機能の改善または維持及び減退防止のための機能訓練を行うものとします。
介護支援専門員	1	常勤兼務	入居者個々の心身の状況に応じ、施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見直し・変更を行うものとします。
栄養士	1	常勤専従	入居者個々の身体の状態に合った、献立の作成及び栄養管理・衛生管理等を行うものとします。

6. 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休憩
施設長	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
嘱託医師	週1回程度 2時間勤務	
生活相談員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
看護職員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務 ※その他交替勤務によるシフト制あり	勤務内交替で1時間
介護職員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	早出（6：30～15：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	遅出（13：00～22：00） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	夜勤（21：45～6：45） 常勤で勤務 ※その他交替勤務によるシフト制あり	勤務内交替で1時間
機能訓練指導員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
介護支援専門員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
栄養士	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間

7. 施設サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食事	入居者の身体の状態に配慮した献立を栄養士が作成し、栄養バランスのとれた食事を提供します。 栄養士または管理栄養士が、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。 (食事の提供時間) 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～
入浴	週2回以上の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。
排泄	入居者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
口腔ケア	入居者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、原則として週1回行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
健康管理	嘱託医による週1回の診察日を設け、入居者の健康管理に努めます。 希望の医療機関を受診される場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
レクリエーション等	適宜入居者のための施設内レクリエーション及び野外レクリエーションを行います。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

8. 利用料金

(1) 介護保険給付サービス利用料金

利用料は、原則として厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が自己負担となります。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合は、厚生労働大臣が定める基準額の全額を一旦お支払い頂くこととなり、利用料のお支払い後にサービス提供証明書と領収書を発行いたします。

後日これらの書類を市町村の窓口にご提出頂きますと、償還払いを受けることができます。

《地域密着型介護老人福祉施設利用料の自己負担》

個室ユニット (1日当たり)	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
1割負担	701 円	774 円	851 円	926 円	998 円
2割負担	1,401 円	1,547 円	1,701 円	1,851 円	1,995 円
3割負担	2,102 円	2,320 円	2,551 円	2,776 円	2,992 円

《指定地域密着型介護老人福祉施設利用加算料金》

加算項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担 (1)(2)	内 容
初期加算 (30日間)	30 単位 ／日	31 円 ／日	62 円 ／日	93 円 ／日	・新規に入居された場合、もしくは30日を超える入院等を経て再び当苑に入居された場合、入居日から30日間は通常の料金に加算されます。
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位 ／日	48 円 ／日	95 円 ／日	143 円 ／日	・ユニット型指定介護福祉施設サービス費を算定していること。 ・次の a、b、c、のいずれかに該当すること。 (a)前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上。

					(b)前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上。 (c)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為(痰の吸引)を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上介護福祉士の数が常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
看護体制加算(I)イ	12単位 /日	13円 /日	25円 /日	37円 /日	・ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定している事。 ・常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(II)イ	23単位 /日	24円 /日	48円 /日	71円 /日	・ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。 ・看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。 ・当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、または病院、診療所もしくは訪問看護ステーション(以下「病院等」)の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。
夜勤職員配置加算(II)	46単位 /日	48円 /日	95円 /日	142円 /日	・ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算していること。 ・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、基準員数を1名以上上回っていること。
科学的介護推進体制加算(I)	40単位 /月	41円 /月	82円 /月	123円 /月	・施設における入所者全員について、科学的介護推進に関する評価施設サービスにある評価日、前回評価日、障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度、総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限り)、口腔・栄養及び認知症(必須項目に限り)の各項目に係る情報をやむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限り)及び認知症(任意項目に限り)に係る情報についても、必要に応じて提出が望ましい。
外泊時費用	246単位 /日	253円 /日	506円 /日	758円 /日	・入院や外泊等された場合、介護サービスや食事提供に係る料金の負担はありませんが、一月に6日間(月をまたぐ場合は12日間)を限度として左記料金が算定されます。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は算定いたしません。
療養食加算	6単位 /回	7円 /回	13円 /回	19円 /回	別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき。
協力医療機関連携加算	100単位 /月	102円 /月	205円 /月	308円 /月	入所者等の病状が急変した場合等、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。入所者等の症状が急変した場合等において、入院を要する際に入院を原則として受入れる体制を確保している。
退居時情報提供加算	250単位 /回	256円 /回	513円 /回	770円 /回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際に入所者等の同意を得て当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に一人につき一回限り算定
生産性向上推進体制加算(II)	10単位 /月	10円 /月	20円 /月	31円 /月	介護機器活用時、利用者の安全、ケアの質の確保。職員負担軽減、勤務状況への配慮。介護機器の定期点検。業務効率化及び質の向上並びに負担軽減を図る為の職員研修。介護機器を活用している事。事業年度毎に取り組みに関する実績を厚労省に報告。

*介護職員等処遇改善加算I(ロ) 上記介護保険分総額の17.6%

*東松山市は、介護保険上6級地となり1単位あたり10.27円で計算します。

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金

入居者の食事及び居住費（滞在費）にかかる費用（1日当たり）です。ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額（1日当たり）となります。

《指定地域密着型介護老人福祉施設利用食費の自己負担額》

	第1段階	第2段階	第3段階 (1)	第3段階 (2)	第4段階 (通常)
自己負担額 (1日当たり)	300円	390円	650円 (680円)	1,360円 (1420円)	1,800円

*食費自己負担額の（ ）内は令和8年8月1日より実施となります。

《指定地域密着型介護老人福祉施設利用居住費（滞在費）自己負担額》

	第1段階	第2段階	第3段階 (1)	第3段階 (2)	第4段階
個室ユニット (1日当たり)	880円	880円	1,370円	1,370円 (1470円)	2,260円

*施設利用居住費の（ ）内は令和8年8月1日より実施となります。

《入院・外泊時の居住費（滞在費）について》

入院や外泊等により当施設の利用を中止している場合であっても、居住費（滞在費）についてはご負担頂く必要があります。

居住費（滞在費）につきましては、介護保険給付対象外サービスのため、原則として全額自己負担となります。ただし、標準負担限度額認定の第1～3段階の方は、入院・外泊の翌日から6日間は認定証に記載された金額が適用されますので、全額自己負担となるのは7日目からです。

なお、入院・外泊時の空床を短期入所生活介護の居室として利用することをご了承頂ける場合は、この限りではありません。

《その他の利用料金》

	料金及び内容の説明
預かり金出納管理費	入居者の希望により、別に定める預かり金管理規程に基づき、預金通帳・印鑑等の保管サービスの他、公共料金等の支払い代行等のサービスを行います。1月当たり2,000円のご負担となります。
日用品費	*身の回り品について施設での提供をご本人様・ご家族様が希望する場合1日につき280円 (内訳) 手洗い用石鹸、ペーパータオル、洗身タオル、シャンプー、リンス、ボディークリーム 嗜好品として(コーヒー、紅茶、ココア、オレンジジュース等)
電気使用量	入居者が、個人的に持ち込まれて使用される場合の電気使用料金として、1点につき1日当たり70円の負担となります。
トロミ剤	1回20円 (お茶ゼリーのみの場合10円)
理美容料金	入居者の希望により、出張による理美容サービスを受けることができます。ただし、実費自己負担となります。(カット代 実費、顔剃り代 実費)
日常生活品の購入代行	衣類・上履き・歯ブラシ等日常生活品の購入の代行をいたします。ただし、購入代金は自己負担となります。
医療機関への受診	・医療機関への受診(医療費)については、医療保険適用のため実費自己負担となります。 ・病院送迎交通費相当実費負担
その他の費用	サービス提供される便宜の中で、日常生活において通常必要となる費用で、その入居者に負担させることが適当であると認められる費用は、実費自己負担となります。

9. 利用料金のお支払い方法

毎月20日までに「8. 利用料金」に記載の利用料金を基に算定した前月分利用料等を利用料明細の入った請求書により請求いたします。

お支払いはお手持ちの金融機関口座からの自動引き落とし（毎月28日）となりますので、前日までに所定の口座にご入金ください。お支払いを確認させて頂いた後に領収書を発行いたします。

10. 利用料金の変更

サービスの利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス料金を変更することができるものとします。

サービスの利用料の変更は、事業者が利用者もしくは利用者代理人に対して文章で通知することにより、利用料金の単価の変更（増額または減額）を申し出ることが出来ます。

11. 入居者の入院期間中の取り扱い

この施設は、病院又は診療所に入院する必要が生じた入居者において、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、その入居者及びその家族の希望を勘案した対応を行うとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びこの施設の入居利用が円滑にできるよう、配慮いたします。

12. サービス内容に関する苦情等の相談

【相談窓口】

当施設お客様相談窓口		
受付担当責任者	受付ご利用時間	ご利用方法
生活相談員：竹崎 乃利子	8：30～17：30	・電話 0493-21-2800 ・FAX 0493-21-2801 ・面接 相談室または応接室 ・意見箱 受付窓口横に設置

【苦情処理体制及び手順】

- ① 苦情処理担当者が相談者本人に直接伺って、苦情内容の詳細把握を行います。
- ② 苦情内容について管理者を含め対応策の検討を行います。
- ③ 苦情処理担当者が相談者に検討結果の説明を行います。
- ④ 苦情処理についての内容・検討結果等について台帳管理を行い、苦情の処理後も職員教育等を徹底して、再発防止に努めます。

13. その他

当事業所以外に、市町村の苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます。

① 東松山市役所 高齢介護課

0493-23-2221（受付時間 8：30～17：15）土日祝日休み

② 埼玉県国民健康保険団体連合会苦情相談用

048-824-2568（受付時間 8：30～12：00、13：00～17：00）

土日祝日休み

14. 非常災害時の対策

非常時の対応・対策	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設の消防計画を基に対応を行います。 ・関係機関への通報体制等、定期的に職員への周知を行います。
避難訓練及び防災設備	<p>当施設は、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者も参加して行います。</p> <p>(主要防火設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー及び防火扉・シャッター ・避難階段及び誘導灯 ・屋内外消火栓及び消火器 ・自動火災報知機及びガス漏れ警報器
消防計画等	<p>(比企広域消防本部消防長への届出日)</p> <p>平成28年6月1日</p> <p>(防火管理者)</p> <p>根本 隆之</p>

15. 配置医師及び協力医療機関

嘱託医師	病院名	医療法人 K.N.C 桶川 K.N クリニック
	医師名	長井 仁志
	所在地	埼玉県桶川市若宮 1-1-7 桶川駅前メディカルビル 2F
	連絡先	048-787-7715
協力医療機関	病院名	東松山医師会病院
	所在地	東松山市神明町 1-15-10
	連絡先	0493-22-2822
協力歯科医院	病院名	うさぎ歯科クリニック
	所在地	東松山市沢口町 30-13
	連絡先	0120-099-505

16. 施設利用にあたっての留意点

外出・外泊	外出・外泊の際には必ず職員に申し出て頂き、外出・外泊許可願いの提出をお願いします。
面会	<p>面会時間 8:30～19:00</p> <p>面会者は面会簿に必要事項の記入をお願いします。</p> <p>面会は、ご本人のお部屋又は共同生活室を使用するようお願いします。</p>
宗教・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	他の入居者に対する迷惑な行為はご遠慮ください。
所持金品の管理	原則として、所持金品は自己の責任で管理してください。

17. 事故発生時・事故防止及び再発防止の対応

- (1) この施設は、事故発生時の対応等の指針を整備し、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスの提供を行います。なお、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) この施設は、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。
- (3) この施設は、事故の再発を防止するため、事故発生時の報告、分析、改善策を職員へ周知徹底し体制を整備するものとします。

18. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		